○農林水産省告示第千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市国府町宮地字宮谷一九四四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県下呂市三ツ淵字小平六七一の四、萩原町桜洞字花ケ尾一七四二の一五五、金山町中切字ヤケン二〇二の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市塩屋町一〇五五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市塩屋町一〇五五の二

二　保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年十一月七日農林水産省告示第千六百五十二号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・環境省告示第十一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年八月二十六日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

環境大臣　山本　公一

承認番号　16―46P―0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区京橋二丁目5番18号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ（*DvSnf7*, 改変*cry3Bb1*, 改変*cp4 epsps*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (MON87411, OECD UI：MON―87411―9)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第千四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年一月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県八千代市大和田新田字八王寺台、字坪井向、字石亀台及び字庚申山並びに吉橋字八王子向及び字宮ノ前の全部の区域並びに大和田新田字仲木戸前及び字八幡後並びに吉橋字宮ノ下、字前畑、字東向、字新山、字石神、字西芝山及び字西内野の各一部

四　土地区画整理事業の名称　八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県八千代市緑が丘一丁目千百二十番地三

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年一月十八日

七　事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十八年九月七日

○国土交通省告示第千四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

差木地沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町差木地

字長七ヶ久保

七三四番二　一号

七三四番一　二号

字モノミヅハ

七三一番　三号から六号まで